

東京学芸大学カリキュラム委員会生活科授業運営部会要項を次のように制定する。

平成20年4月10日

東京学芸大学カリキュラム委員会生活科授業運営部会要項

(設置)

第1条 東京学芸大学カリキュラム委員会規程（平成18年規程第3号）第9条第1項及び第3項の規定に基づき、カリキュラム委員会に、生活科授業運営部会（以下「部会」という。）を置く。

(審議事項)

第2条 部会は、生活科の授業開設に関する円滑な運営方法等について、審議する。

(組織)

第3条 部会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) カリキュラム委員会委員 1名
- (2) 学校教育教室、学校心理教室、幼児教育教室、社会科教室（社会科教育学）、理科教室（理科教育学）及び家庭科教室から推薦された教員 各1名
- (3) カリキュラム委員会が委嘱した者 若干名

(任期)

第4条 前条第2号及び第3号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(部会長等)

第5条 部会に部会長及び副部会長を置き、部会長は第3条第1号の委員をもって充て、副部会長は部会長が指名する。

2 部会長は、部会を招集し、議長となる。

3 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代行する。

(会議)

第6条 部会は、委員の3分の2以上の出席がなければ会議を開くことはできない。

2 議決を要する事項については、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の出席)

第7条 部会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(報告)

第8条 部会長は、部会において審議した事項をカリキュラム委員会に報告しなければならない。

(庶務)

第9条 部会の庶務は，学務課が処理する。

(補則)

第10条 この要項に定めるもののほか，部会の運営等に関し必要な事項は，部会が定める。

附 則

- 1 この要項は，平成20年4月10日から施行する。
- 2 この要項施行後最初の第3条第2号及び第3号の委員の任期は，第4条の規定にかかわらず，平成22年3月31日までとする。
- 3 生活科授業運営専門委員会要項（平成11年4月19日教務委員会決定）は，廃止する。